

○公立大学法人長野大学利益相反マネジメント委員会要綱

令和4年3月1日

綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人長野大学利益相反マネジメント規程（以下「マネジメント規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に係るマネジメントの具体的方策に関する事項
- (2) マネジメント規程第7条の規定による利益相反アドバイザーに関する事項
- (3) マネジメント規程第8条の規定による自己申告書の提出及び審査に関する事項
- (4) 前号の審査に基づく是正措置等に関する事項
- (5) マネジメント規程第9条の規定による利益相反に関する情報の公表に関する事項
- (6) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長 1名
  - (2) 地域づくり総合センター長
  - (3) 学部の教員の中から学部長が推薦し理事長が指名する教員 3名
  - (4) 事務局長
  - (5) 本学に所属しない利益相反等に識見を有する者で理事長が必要と認めるもの 若干名
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 委員長は副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会における審査等)

第5条 委員会は、マネジメント規程第8条の規定により提出を受けた自己申告書の申告内容が、委員会の定める審査対象に該当する場合、利益相反行為の可能性の有無及び程度並びに必要な是正措置等について審査を行う。

2 委員会は、必要と認めるときは、自己申告書を提出した職員等に対して、前項の審査に当たって必要な説明等を求めるほか、利益相反行為の防止等について、指導又は助言等を行うことができる。

3 委員会は、第1項の審査を行ったときは、審査結果を理事長、学長及び当該職員等の所属する機関の長に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 理事長は、前条第3項の規定により報告を受けた審査結果が、利益相反行為の可能性があると判定されたものであるときは、当該審査結果（是正措置等を含む。）を当該職員等に通知する。

(異議申立て)

第7条 職員等は、前条の措置に対して不服がある場合は、理事長に対して書面により1週間以内に異議申立てを行うことができる。

2 理事長は、異議申立てに関する書面を受理したときは、委員会に対し再審査を指示するものとする。

3 委員会は、再審査の結果を理事長に報告するものとする。

4 理事長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する措置を決定し、当該職員等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員会の委員、その他利益相反のマネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

2 委員会は、提出された自己申告書を適切に管理及び保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、地域連携・研究グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日綱第16号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日綱第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。